

国自貨第 102 号の 2  
令和 4 年 11 月 21 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



セメントバルク車の割増率について

今般、セメントバルク輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

記

セメントバルク車は、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「2割増」となること。